平成２８年（フ）第２２１号
栃木県宇都宮市石井町2834番地　ヴィラサンビーム202号
債務者　松尾　恵理
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４０号
栃木県宇都宮市御幸町231番地１　アレストミヤビ110号室、前住所栃木県宇都宮市駒生町3367番地86
債務者　岸　ヨシ子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０５号
岡山市中区関493番地１第２関ニューバリアA102
債務者　永井　由子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６号
岡山市南区福島１丁目１番８号リバーサイド福島Ｄ棟102号室
債務者　山崎　栄子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２号
岡山県玉野市宇野７丁目７番６号
債務者　正垣眞智子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
熊本県天草市河浦町今富655番地９、前住所鹿児島市上荒田町16番25号（大丸ビル502号）
債務者　大平　晃弘
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第８２号
愛知県知多郡武豊町字上山１丁目５番地
破産者　小林　　忠
1　破産債権の届出期間　平成28年７月20日まで
2　一般調査期日　平成28年９月15日午前11時20分
平成28年６月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３号
愛知県知多郡武豊町字上山１丁目５番地
破産者　小林　照代
1　破産債権の届出期間　平成28年７月20日まで
2　一般調査期日　平成28年９月15日午前11時20分
平成28年６月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７３号
名古屋市北区喜惣治２丁目131番地の２
破産者　長谷川將和
1　破産債権の届出期間　平成28年７月20日まで
2　一般調査期日　平成28年９月15日午前10時10分
平成28年６月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９号
北九州市八幡西区星ケ丘３丁目13番11号
破産者　松藤　清秀
1　破産債権の届出期間　平成28年７月20日まで
2　一般調査期日　平成28年９月28日午前10時
平成28年６月21日　福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１０６３号
大阪府河内長野市汐の宮町20番36号
破産者　中平　光男
1　破産債権の届出期間　平成28年７月21日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午前11時30分
平成28年６月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２７号
横浜市港南区日野５丁目31番27号
破産者　西田眞由美こと　西田真由美
1　破産債権の届出期間　平成28年７月22日まで
2　一般調査期日　平成28年８月23日午後０時
平成28年６月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４号
宮崎県都城市菖蒲原町１街区10号　レジデンス・コウヨウ105号、破産開始決定時の住所熊本県八代市田中西町８―10　レオパレス104
破産者　齊藤　博文
1　破産債権の届出期間　平成28年７月22日まで
2　一般調査期日　平成28年９月13日午前10時
平成28年６月21日　熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２６７３号
大阪府交野市星田１丁目51番27―103号
破産者　村山　和哉（旧姓熊谷）
1　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後２時
平成28年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目10番12号
破産者　株式会社アサヒ技研
1　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
2　一般調査期日　平成28年９月30日午前10時15分
平成28年６月17日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４４号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1067番地３
破産者　大美賀　孝
1　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
2　一般調査期日　平成28年９月26日午後２時10分
平成28年６月20日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第８号
富山県高岡市中田中田御坊山876番地
再生債務者　御坊山観光開発株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成28年８月３日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年７月26日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年７月20日
平成28年６月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２７年（再）第５１号
東京都千代田区神田錦町２丁目４番地
再生債務者　イアス株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年６月17日
東京地方裁判所民事第20部